

○ 計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）

改正後

別表第二（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一～四 「略」	「略」
五 密度基準器 イ 基準密度浮ひよう ロ 液化石油ガス用基準浮ひよう 型密度計	三万四千七百元 二万七千元
六 圧力基準器 イ・ロ 「略」 ハ 血圧計用基準圧力計	「略」 三十九万七千七百元
七～十 「略」	「略」
十一 濃度基準器	一万九千二百円
十二 比重基準器 イ 目量が〇・〇〇一未満のもの 又は〇・一重ボーメ度未満のもの ロ イに掲げるもの以外のもの	三万四千七百元 二万九千二百円

改正前

別表第二（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一～四 「略」	「略」
五 密度基準器 イ 基準密度浮ひよう ロ 液化石油ガス用基準浮ひよう 型密度計	一万千七百元 一万九千八百円
六 圧力基準器 イ・ロ 「略」 「新設」	「略」 「新設」
七～十 「略」	「略」
十一 濃度基準器	一万千七百元
十二 比重基準器 イ 目量が〇・〇〇一未満のもの 又は〇・一重ボーメ度未満のもの ロ イに掲げるもの以外のもの	一万千七百元 三千九百五十円

別表第三（第五条関係）

七〇十	「略」	基 準 器	一個についての金額
一〇三	「略」	四 体積基準器（基準ビュレット、基準湿式ガスメーターのうち計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のもの、基準タンク及びガスメーター用基準体積管を除く。） イ 基準フラスコ ロ・ハ 「略」	「略」 二千七百円
五	密度基準器 イ 基準密度浮ひよう ロ 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計		四千九百円 五千二百円
六	圧力基準器 イ・ロ 「略」 ハ 血圧計用基準圧力計		「略」 二万百円
七〇十	「略」		「略」

別表第三（第五条関係）

七〇十	「略」	基 準 器	一個についての金額
一〇三	「略」	四 体積基準器（基準フラスコ、基準ビュレット、基準湿式ガスメーターのうち計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のもの、基準タンク及びガスメーター用基準体積管を除く。） イ・ロ 「略」 「新設」	「略」 「新設」
五	密度基準器 イ 基準密度浮ひよう ロ 液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計		二千五百五十円 二千九百円
六	圧力基準器 イ・ロ 「略」 「新設」		「略」 「新設」
七〇十	「略」		「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

十一 濃度基準器	四千九百円
十二 比重基準器 イ 目量が〇・〇〇一未満のもの 又は〇・一重ボーメ度未満のもの ロ イに掲げるもの以外のもの	四千九百円 四千九百円

十一 濃度基準器	二千五百五十円
十二 比重基準器 イ 目量が〇・〇〇一未満のもの 又は〇・一重ボーメ度未満のもの ロ イに掲げるもの以外のもの	二千五百五十円 二千五十円